

小田原市地域防災計画の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域防災計画の改定
政策等の案の公表の日	令和6年（2024年）3月15日（金）
意見提出期間	令和6年（2024年）3月15日（金）から 令和6年（2024年）4月15日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、 防災対策課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	59件（4人）
インターネット	4人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	6件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3件
C	今後の検討のために参考とするもの	27件
D	その他（質問など）	23件

4 意見に対する考え方

(1) 第1編 地震災害対策計画に関すること

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
1	P32 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 追加の文章の最後に“周辺の住民に土砂災害の警報を周知します。”とありますが、説明不足で周知された住民の行動（どうすべきか）も記載すべき。 この警報と行政が発令する避難情報の関連はどうなっていますか。	D	土砂災害警戒区域に設置しセンサーは、玉川で発生した土石流を感知した際に、下流域の住民に避難を促すものです。状況により必ずしもその時点で発令している避難情報と一致していない場合もあります。
2	P33 上水道 追加の文章の最後に“適切に維持管理に務めます”とありますが、広域避難所の施設管理者が管理するのでその旨記載が必要。(施設管理者の了解も必要)	D	広域避難所等に設置している飲料水兼用耐震性貯槽は市で適切に管理しており、管路及び施設管理者は市長になります。
3	P36 第2 既存建築物の耐震性の強化 旧耐震の時期を正確に記載するように下記のとおり変更。 昭和56年5月31日以前に建築確認をすませて建築された建築物について、	B	「昭和56年以前に」との記載があります。
4	P37 エ 追加の文章を明確にするために下記のように追加。 積極的に促進するとともに、旧耐震の住宅の除却工事費についても支援します。	C	今後の参考とさせていただきます。
5	P37 6 空き家対策 一部文章を変更。 空き家の仕舞いを促進するとともに利活用を促進して空き家の削減に努めます。 空き家の予防及び適正管理というのは意味不明。	D	「小田原市空き家等対策計画」にて、空き家等の増加抑制として同様の表現をしています。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
6	P37 空き家について、空き家対策推進措置法の特定空き家、管理不全空き家について防災の観点から指定し、対策の勧告をするなど特別に管理することを要望する。	C	ご意見として承ります。
7	P40 防災拠点等について、市内にある（一夜城駐車場、多分、などの）公設、民間の浄化槽トイレについて把握し、地上設置は免震、地下埋設は耐震を確認、補強し、浄化機能保全のために付近の湧き水や雨水タンクなど確保し、また太陽光、EV利用可のブロワー等整備することを要望する。	C	ご意見として承ります。
8	P43 イ 次の文言を削除（飲料用でなく消防水利の整備のため）。 地震時における次の“飲料水及び”削除	D	耐震性貯水槽は、消防水利だけではなく、飲料水兼用であるため反映いたしません。
9	P46 第2 1 耐震性貯水槽の前に飲料水兼用を追加（名称の表現統一のため）	A	ご意見を反映し「飲料水兼用耐震性貯水槽」に修正いたします。
10	P48 1 応急仮設住宅の建設は県が行うと記載されています。市はデータの更新をするというのはどんな意味でしょうか。関係団体との協議を深めというのも意味不明。	D	市の役割として、応急仮設住宅の建設候補地について最新の情報を把握するとともに、平時から災害時協定を結んでいる小田原市建築事業協同組合などの関係団体と連携を密にし、災害時に備えるものです。
11	P48 2 空き室の把握 “あらかじめ体制を整備します”とありますが、整備されているなら“把握に務め”でなく“把握し”に変更必要。もしくは、あらかじめを削除する。	D	大きな齟齬はないため反映いたしません。 ご意見として承ります。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
12	P48 1 タイトルを“応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理”に変更	C	今後の参考とさせていただきます。
13	P48 2 タイトルを“みなし仮設住宅”に変更。“災害時に迅速に”の後に“みなし仮設住宅として”を挿入。	C	今後の参考とさせていただきます。
14	P49 2 次の様に変更。 必要に応じて国や県から	C	現時点において、国から明確な支援が示されていないため、今後交付金などの具体的な支援策が示されるか注視してまいります。
15	P49 第2 2の追加分の変更。 デジタル技術の活用を“検討します”を“進めます”に変更。検討するという表現は実効しないケースが多いので。	C	今後の参考とさせていただきます。
16	P53 4 間仕切用テント、間仕切用パーティションは備蓄計画に記載されていませんが確保できますか。予算に制限があるため記載されていないと確保できないのでは。	D	小田原市災害時備蓄計画の重要品目に位置づけております。
17	P61 1 上水道 追加 災害拠点病院のつぎに“・災害協力病院”を追加。	D	重要給水施設として災害拠点病院や広域避難所の応急復旧の優先順位が高いことから、限定列举としたものです。
18	P64 第1 追加の文章に関して 地区防災計画の提出プロセスがはっきりしていないので、この文章は削除すべき。 まずは、全体のプロセスをきめて住民に提示してください。 素案の提出先、素案を審議する委員会、その後防災会議の承認をえる必要があります。	D	災害対策基本法の規定に基づく、市町村防災会議への素案提案や地域防災計画への位置付けに係る記述がなかったことから、明記することとしたものです。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
19	P67 4 “大規模な地震発生後”を“大規模な災害”に変更。	D	P67は第1編地震災害対策計画のため、地震に限り記載しています。
20	P67 追加した文章は不要です。 市と社協の役割分担は、資機材の備蓄とボランティアの受け入れ分担です。 資機材はVC運営に必要な資に関して行政が備蓄し、ボランティアの活動に必要な資機材は社協が備蓄。行政は専門ボランティアの受け入れ、VCは一般ボランティアの受け入れをします。 次の文章を追加してください。 災害ボランティアセンターは効率的な運営を進めるため、IT化を推進します。 昨年10月大井町で開催されたビックレスキューの災害ボランティアセンターの訓練もITベースで実施されています。神奈川の各地の社協のボランティアセンターもIT化が進められてます。	C	市と関係機関の役割分担及び災害ボランティアセンターの設置箇所についてあらかじめ明確化することとした国防災基本計画の改正を踏まえ本市でもこれに対応するため改正することとしたものです。 IT化の推進につきましては訓練を実施し、運用方法を検討している段階であるため、今回反映しておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
21	P67 5 国庫負担の記載方法に注意が必要です。(省くことをお勧めします) 例えば、関西の社協の方が小田原に出張してVCの運営の支援してもらった時は国庫負担(日当・交通費)です。小田原の社協の方が残業した場合も国庫負担です。 (ただし、時間内に終るよう運営します)。当然、ボランティアへの費用は出ません。	C	今後の参考とさせていただきます。
22	P77 第2 1 “南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は“は削除。 非常時準備体制を取るだけではありませんか。	D	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表は、気象庁においてマグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後に行われるもので、これを災害対策本部の設置基準に見直したものです。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
23	P79 5 動員計画 震度 5 強以上の地震で動員されますが、P77の災害対策本部の設置は震度 5 弱です P182 第2節は震度5強	D	77頁の災害対策本部設置基準は震度 5 弱以上（動員 1 号）です。79頁は職員全員が参集する動員 3 号の基準なので震度 5 強です。182頁は震度 5 強以上で応急活動対策を実施します。
24	P80 2 に追加。 市民通報アプリ “おだわら忍報” を利用して情報収取もします。	D	市民からの情報提供手段についての記載ではないため反映いたしません。 ご意見として承ります。
25	P83広報とP237伝達について、スマートポールとデジタルサイネージの活用を要望する。	C	ご意見として承ります。
26	P102 市営住宅等の空き室の活用 民間アパートの空き室利用はなぜ削除されたのでしょうか。必要です。	B	民間アパートの空き室については、神奈川県の情報提供をもとに活用していきます。

27	P102 神奈川県応急住宅マニュアルには、特に既存ストックの活用を重視とは記載されておりません。また、県の公営住宅の空き室利用は目的外使用のため災害救助法の適用外のため、県へ適用の特例を申請すること。 県は、大規模災害の発生により本市に災害救助法を適用した場合、法で定められた期間内に当該災害で住居に被害を受け、現に救助を必要とする者に対し、応急仮設住宅の供与を行います。応急仮設住宅には、建設し供給するもの（建設型応急住宅）と民間賃貸住宅を借上げて供給するもの（賃貸型応急住宅）があり、被災者への応急的住いを早期に提供するようにします。なお、建設型応急住宅用の土地もあらかじめ確保するように努めます。 また、応急修理に関しては相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による住宅の応急修理を推進します。 ＊建設型応急住宅用の住居確保数（神奈川県西部地震想定被害） 仮設住宅必要数：9,900 戸 3,860 戸（全壊）＋6,000 戸（半壊12,000 戸の 50%が再建を希望した場合） 建設型仮設住宅：3,300 戸（30%と想定） ＊（注意）賃貸型応急住宅の問題－被災者の支援をどうするか。分散しているので、NPO 支援不可（個人情報）	D 神奈川県応急住宅マニュアルにおいて、応急仮設住宅の供給の前提となる考え方として「借上仮設を有効に活用すべき」「既存の民間賃貸住宅ストックを活用する「賃貸型応急住宅」の供与を積極的に行う」と記載しております。 反映はしませんが、ご意見として承ります。
----	---	---

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
	―単身高齢者の見守り（孤独死を防ぐ） ―コミュニティが配慮されない ―市の情報提供方法（災害公営住宅への移行のため）		
28	P102 第6 1（1）に追加 全壊の後に“・半壊”と追加。 半壊も解体が認められたら対象になる。 なお、現在は住居修理する被災者も修理完了するまで仮設入居が認められます。	A	いただいたご意見を参考に計画を修正します。 災害救助法では明確に準半壊の場合も入居できる記述はありません。過去の災害の例では、災害救助法を弾力運用する通知が国から発出されたことにより、準半壊等も入居が認められる場合もあることから、「なお、特定の災害について災害救助法の弾力運用等に係る国からの通知があった場合は、それに応じた措置を講じます。」を追加いたします
29	P102 第6 2 追加分の変更 民間賃貸住宅を“耐震化されて安全の確認が取れた民間賃貸住宅”に変更。	D	ご意見として承ります。 （民間賃貸住宅について、耐震化と安全の確認を担保するのは困難であると考えます）
30	P102 第6 3（2）に追加 ただし、“特定非常災害の場合は、被害者の権利保全のため1年間ずつ延長可能”	A	いただいたご意見を参考に、「ただし、特定非常災害の認定を受けた場合には、期間延長する場合があります。」に修正いたします。
31	P102市営住宅空き家について 実態調査を行い、現実的に利用可能か確認し、そうでない場合には防災の一環での整備を要望する。	C	ご意見として承ります。
32	P103 第6 4（1） “住宅が半壊”を“住宅が準半壊以上”に変更。 又は大規模以降の文章を簡単に“修理しなければ居住できない者”に変更。 大規模な補修なら半壊以上になります。	A	いただいたご意見を参考に、災害救助法による被災した住宅の応急修理に係る内容の改正に伴い「災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。」に修正いたします。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
33	P103 第6 5(2) 除去の範囲を次のように変更。 “応急修理に限ります”を“除去に限ります”に変更。	A	ご意見を反映し「障害物の除去に限ります。」に修正いたします。
34	P107 第1 保険衛生 最後に追加。 4 災害関連死対策 大災害のあと、生活環境の悪化やストレスが原因でなくなる災害関連死が増えます。避難所に段ボールベット、マンホールトイレなどを設置し、簡易台所では偏った食事をつくり栄養不足による循環器系疾患を防ぎます。 なお、段ボールベットは呼吸器系疾患を減らし、マンホールトイレは水分摂取を控える脱水症状を減らし誤嚥性肺炎も減らします。 また、避難所外の高齢の避難者や基礎疾患のある避難者などを随時見守ります。	C	今後の参考とさせていただきます。
35	P108 第2 (3) ア 全文の意味がよくわかりませんので、変更が必要です。 “解体撤去に国庫補助が認められる場合は、市は住民に告知する。解体を希望する所有者からの申請に基づき審査した後、解体業者と直接契約してもらいます。仮置場の場所や分別して運搬するなどの注意事項を記載した書類を申請者に渡す “ *住居解体の費用は災害救助法の適用外で環境省所管です。	D	ご意見として承ります。
36	P108 第2 (3) イ 解体時に分別して仮置場に運搬が必要なので変更する必要がある。 “市は住居解体した時の搬入用仮置場を決め分別方法等の注意事項を明記した書類を作成し、解体申請した被災者に渡せるように用意する “	C	今後の参考とさせていただきます。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
37	P108 第2（3）ウ 現在、仮置場は決まっていないので削除すべき。 または“確保するよう努めます”という表現になる。	C	今後の参考とさせていただきます。
38	P112 調達供給などについて アマゾンなど大規模倉庫に水、缶詰、キャンプ用品、トイレタリーなどストックがあれば協定を結び、発災をトリガーにして一定数量の品目の買取りを行い、以降、市作成のマニュアルに従って抛出と分配を行うことを要望する。	C	ご意見として承ります。
39	P112 4 食料の輸送 追加した文章の最後の“被災者にも考慮します”を“被災者にも配布します”に変更。 考慮するのではなく実行が必要。	D	ご意見として承ります。
40	P114 生活必需品について 乾電池だけでなく、スマホやパソコンへの接続ケーブルのついたポータブル蓄電器（充電済み）やポータブル太陽光発電器、蓄電機能付きV2H機器、加えてPHV向けのガソリンを加えることを要望します。	C	ご意見として承ります。
41	P142 第2節 “震災復興対策”を“災害復興対策”に変更。 また、平時から以降を次のように変更。 また、平時から災害が発生した際のことを想定した事前復興計画を作成し、大震災や気候変動により激甚化・頻発化する風水害に対し、迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いまちを目指します。 なお、提案の追加分はそのまま追加してください。	D	ご意見として承ります。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
42	P142 第2 人的資源 “被災職員による”を“被災職員の”に変更。	D	ご意見として承ります。
43	P143 (2) イ 死亡者数とありますが、震災死亡者数ではありませんか。	C	今後の参考とさせていただきます。
44	P143 (2) エ 被災者全般に聞くのではなく、半壊以上の被災者とすべき 半壊の家屋を解体すれば恒久受託入居の資格者になる仮設住宅入居の意向調査も必要です。	D	半壊以上の被災者以外でも住宅の再建や恒久住宅への入居を希望される可能性があるため、修正いたしません。
45	P143 2 (2) イ 死亡者数を“災害時死亡者数”に変更する。 下記文章も追加する。 “震災関連死も把握する”	C	今後の参考とさせていただきます。
46	P143 2 (2) エ 住宅再建に関する意向把握の住宅再建の後に“等”を追加する。 内容は下記の様に変更 “市は恒久的な住宅の必要数を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向、災害公営住宅への入居希望について確認します。 “	D	「住宅を再建する意向等」となっており、この等の中にご指摘の点も含まれていると考えます。
47	P144 第1 3の次に追加 4 被災者台帳の作成 災害で被災した者のデータベースを作成する。 被災状況や相談・支援に関する情報を記録し、生活再建の支援につなげる。 *能登半島地震も内閣府から県外避難者の支援のために整備するよう通達。 この項目はこの章でなく別の章でも構いませんが無視は困ります。	C	今後の参考とさせていただきます。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
48	P146 第4 6 また、公営住宅の入居以降を削除し次の文章を追加する 災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な者に対して安定した生活を確保してもらうために、国の助成を受けて整備する低廉の公営住宅です。 災害公営住宅は、直接建設方式（小田原市が直接建設する）、買取り方式（民間事業者等が建設した住宅を小田原市が災害公営住宅として買取る）、借上げ方式（民間事業者が建設した住宅を小田原市が災害公営住宅として一定期間借り上げる）などの方法があります。なお、国土交通省の了解のもと既存の公営住宅や民間の賃貸住宅も災害公営住宅として供与します。 なお、入居資格・期間・家賃は別途規定があります。	C	今後の参考とさせていただきます。
49	P147 災害廃棄物等 “必要な措置をいたします”を必要な手続きをいたします“に変更。 関係機関とは環境省のことで、補助が認められても解体のための条件があります。 罹災証明が半壊以上で、自力で解体できない人が対象等。 過去の災害で、環境省からの通達確認漏れで被災者の不利益が生じたので要注意。 納屋・倉庫も対象となり、被災者が直接解体業者に手配する。（災害救助法対象外）	D	あくまでも家屋等の解体は、原則として所有者が行うために市が必要な措置を講じることとなるため、修正いたしません。
50	P148 第7 1 最後の文章を“総合的に対応できる窓口の体制を作ります”に変更する。	C	今後の参考とさせていただきます。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
51	P149 第7 1 (1) “その生活基盤に著しい”を“住居”に変更。	D	住居以外への支援の可能性もあるため変更いたしません。
52	P149 第7 1 (6) エ 事前対策（罹災証明）に記載されている“被害査定”という表現は“被害認定”すべきです。	A	いただいたご意見を参考に、「家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害認定調査に基づきますが、その証明内容により被災者支援の内容も異なることから、調査漏れや調査の追加等による混乱が生じないように、市は、被害認定調査業務に係る実施体制の確保に向け、平時から、専門的な知識及び経験を有する職員の育成等に努めます。」に修正いたします。
53	P149 第7 1 (7) （注意）災害時にもらえる義援金や支援金などは収入にならないので注意が必要です。 未災地では、慣れてないため収入にカウントし生活保護が停止されたケースがありました。	C	ご意見として承ります。
54	P150 第7 1 (12) の次に追加 (13) 災害ケースマネジメントの取組 毎年のように大規模災害が発生している中、住宅や生活再建が進まず取り残された被災者がおります。被災者一人ひとりに寄り添い、NPO・弁護士・建築士・社協・行政が連携して取組み支援をする必要があります。 被災者支援台帳により、アウトリーチの支援をすすめます。 ＊神奈川県に取り組みを依頼しており、昨年の10月内閣府主催の研修会に参加。 庁内及び外部の民会団体との連携が必要なので早めに準備する必要があります。	C	今後の参考とさせていただきます。

(2) その他

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
55	能登半島地震では、被災地に内閣府から次の通達が出ておりますので地域防災計画に追加する必要があります。 ―災害関連死の削減 生き残った生命を守る ―災害ケースマネジメントの取組 被災者一人ひとりに寄り添って支援する ―被災者支援台帳の整備 広域で避難する人達を支援する	C	今後の参考とさせていただきます。
56	スーパーに加えてドラッグストア、コンビニ、生協宅配トラックなど小売り流通の在庫についても協定を結び、平時から店頭にステッカーなどで協定締結店であることを表示し、発災時の手続きなど周知しておくことを要望する。	C	ご意見として承ります。
57	市役所広場、お城祭りなどイベントに出店経験のあるキッチンカーと協定を結び、EVと食材は市が支給する前提で、炊き出しを委託できるように要望する。	C	ご意見として承ります。
58	市民の非常持ち出し品等の中に歯ブラシ等の口腔衛生用品が含まれていない。また、義歯を清潔に保つ衛生用品も含まれていないので記載して欲しいです。災害関連死(特に肺炎)を防ぐ為にも記載が必要と考えます。	C	ご意見として承ります。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
59	ペットも同行可能な緊急時避難施設の設置を希望します。 震災などの緊急避難時、近隣の避難所ではペット同行不可と聞いています。 自宅にペットのみ残すわけにいかないため、やむなく緊急時も避難せず自宅に残る選択となります。 小田原転入前に住んでいた大田区では、ペット可能な避難所と不可の避難所がそれぞれ近い距離にあり、アレルギー体質の方はペット不可の避難所を利用する等の棲み分けをされてました。 昨今の地震が起こるたびに、避難できないことへの不安が募ります。ご検討お願いします。	B	広域避難所 1 次避難所は原則ペット同行避難が可能です。飼い主の方が躊躇することなく避難できるように改善に向け引き続き検討します。